

A 3 - 3 1

5 年 保 存 (常)
(令 和 8 年 12 月 31 日 まで)

F N . A 3 - 2 - 0

鹿 相 第 3 9 号

令 和 3 年 3 月 9 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担 当	被 害 者 支 援 係	TEL	----
-----	-------------	-----	------

犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領の制定について（通達）

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体に対し、同条第4項に基づき実施される被害者情報の提供については、「犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領の制定について（通達）」（平成26年3月24日付け鹿相第44号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、このたび、書面への押印を省略するなど、別添のとおり取扱要領の一部を見直したので、事務処理上誤りのないようにされた。

なお、この通達は令和3年3月10日から施行し、旧通達は令和3年3月9日限り廃止する。

犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領

1 趣旨

この要領は、被害者支援の適正かつ効果的な推進を図るため、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定した犯罪被害者等早期援助団体（以下「早期援助団体」という。）に提供する被害者情報の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 早期援助団体

法第2条第4項に規定する犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であって、公安委員会から早期援助団体として指定を受けた団体をいう。

(2) 被害者等

法第2条第1項に規定する犯罪その他の犯罪等（交通事故等）により害を被った者及びその家族又は遺族のほか支援活動が必要と認められる者をいう。

(3) 被害者情報

被害者等の同意を得た上で提供する被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報をいう。

(4) 情報提供担当者

警務部相談広報課被害者支援室員、警察署の警務課長又は高速道路交通警察隊の企画指導係長の職にある者で、早期援助団体に対する被害者情報の提供、連絡等に当たる者をいう。

(5) 情報受理担当者

早期援助団体において指定する情報管理責任者、情報管理副責任者又は情報管理担当者をいう。

3 早期援助団体に対する被害者情報の提供

(1) 情報提供の要件

本職、警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察本部長等」という。）は、被害者等の被害の状況、心身の状態等から早期援助団体による支援の必要性を認めた場合又は早期援助団体が支援を行うことが効果的であると認めた場合は、支援に必要な情報を提供することができるものとする。

(2) 提供する情報内容

提供する情報は、早期援助団体と被害者等との連絡を容易にし、各種支援活動が円滑に行われ、かつ、被害者等が自らの被害を繰り返し説明することにより受ける精神的被害を軽減するために必要な個人情報（当該個人を識別することができるもの。）とし、具体的には次に掲げるものとする。ただし、捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報については、個別に判断するものとする。

ア 被害者等の氏名、性別、年齢、住所、連絡先等

イ 犯罪被害の概要（被害の発生日時、場所、程度、内容等）

(3) 被害者等の同意

ア 事前の説明

早期援助団体に被害者情報を提供しようとする所属の長（以下「情報提供元所属長」という。）は、被害者等の同意を得る前に、被害者等に次の事項を説明するものとする。この場合、被害者等が未成年のときは、法定代理人たる親権者等に説明すること。

(7) 早期援助団体が、公安委員会から公的認証を与えられた社会的に信用のある法人であり、法により役員及び職員に守秘義務が課せられていること。

(イ) 早期援助団体が提供し得る具体的な支援内容

(ウ) 被害者等に関する特定の情報を早期援助団体に提供する理由

イ 同意の確保

情報提供元所属長は、被害者等から次により同意の確認を行うものとする。

(7) 被害者等に、被害者等同意書（別記第1号様式。以下「同意書」という。）に必要事項を記載させた上、提出すること。ただし、被害者等からの同意書を得ることが困難な場合は、口頭等により同意を得た後、その経過を書面により明らかにしておくこと。

(イ) 同じ被害者等に関する被害者情報を2回以上にわたり提供する場合は、その都度(7)の方法により、当該被害者等の同意を得ること。

4 情報提供の具体的要領

(1) 被害者情報提供簿の記載

情報提供元所属長は、被害者等から被害者情報を提供することの同意が得られた場合は、情報提供担当者に所属ごとの整理番号を付して被害者情報提供簿（別記第2号様式）に必要事項を記載させるものとする。

(2) 情報提供の方法

情報提供担当者は、被害者情報提供簿を作成したときは、速やかに、被害者情報提供簿及び被害者等同意書の写しを警務部相談広報課長（以下「相談広報課長」という。）を経由して早期援助団体の情報受理担当者に送付すること。

5 早期援助団体における支援状況の把握

(1) 支援状況等の確認と記録

情報提供元所属長は、早期援助団体に被害者情報を提供した場合は、随時、被害者等への支援状況等の確認に努め、確認した内容については、その都度、被害者情報提供簿の「早期援助団体の援助の経過」欄に記載するものとする。

(2) 他の都道府県警察から提供を受けた被害者情報に基づく支援状況の把握

相談広報課長は、他の都道府県警察から被害者情報の提供を受けた場合は、その内容及び支援状況の把握に努めるとともに、必要な協力、援助を行うものとする。

6 早期援助団体に対する協力、援助

警察本部長等は、早期援助団体の業務等の円滑な運営を図るため、担当職員の派遣等による犯罪被害給付制度の教示のほか、早期援助団体が主催する行事への積極的な参加及び後援、警察施設へのパンフレット等啓発物品の備付け、各種広報紙等への掲載並びに警察施設の利用提供等の協力及び援助を行うものとする。

7 他都道府県の早期援助団体に対する被害者情報の提供

(1) 情報提供元所属長は、被害者等の居住地が他の都道府県の場合であり、かつ、被害者等が支援を要望している場合には、速やかに相談広報課長と協議の上、適切な対応に努めること。

(2) 警察本部長等は、他都道府県の早期援助団体に被害者情報を提供する場合は、4に定める手続のほか、相談広報課長を通じ他都道府県警察本部の被害者支援担当部門との連携を図り、当該他都道府県の早期援助団体が提供し得る援助の具体的内容等について確認を行い、被害者等に必要な説明を行うこと。

8 報告等

情報提供元所属長は、次の事項に該当する場合は、速やかに相談広報課長を経て本職に報告するものとする。

- (1) 早期援助団体から、被害者情報を提供した被害者等の支援に関し、協力要請があったとき又は支援活動を終了した旨の連絡を受けたとき。
- (2) 早期援助団体の支援に対する被害者等からの苦情等を把握したとき。
- (3) 早期援助団体における情報の不正な取扱いを把握したとき。
- (4) 早期援助団体から、警察署等における取調べ等への付添い支援の連絡を受けたとき。
- (5) 早期援助団体が行う被害者支援活動に関し、参考となる事項を把握したとき。

9 その他

この要領に定めるもののほか、早期援助団体に対する被害者情報の提供に関し必要な事項は、相談広報課長と協議の上、措置するものとする。

第2号様式（4の(1)関係）

（表）

被 害 者 情 報 提 供 簿			
提供元所属名		警察署・課・隊	整理番号
提供日時		年 月 日（ ）午前・後 時 分	
提供先団体名及び 情報受理担当者		団体名 情報受理担当者	TEL
提 供 情 報 の 内 容	被害者等の 氏名，連絡 先等	住所 氏名 生年月日 年 月 日（ 歳） 連絡先 ※ 未成年者等の場合の保護者 氏名	男・女 (自・勤・携・他) 年齢 歳
	日 時	年 月 日（ ）午前・後 時 分	
	被 害 の 場 所		
	の 被 害 程 度， 内 容 等 概 要		
被害者等が要請 する支援の内容			
その他参考事項 (被害者支援要 員等)			
情報提供担当者		課 係(室) 階級 氏名	TEL (内線)

注) その他参考事項欄には，被害者死亡事件の場合被害者の人定事項，警察等で行った支援内容等を記載すること。

